
1 0 2 1. 移動届

業務コード	業務名
VMR	移動届

1. 業務概要

「船舶基本情報登録（VBX）」業務または「船舶基本情報等事前登録（WBX）」業務により登録された内容に基づき、シフト情報の登録または移動届を行う。

また、シフト情報の訂正、移動届の訂正または取消しを可能とする。

なお、「移動届等（WMR）」業務で登録した情報の訂正または取消しを可能とする。

2. 入力者

船会社、船舶代理店

3. 制限事項

①危険物は最大300品目とする。

②1移動届に対する訂正は、最大99回とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②登録の場合でかつ入力者が船会社の場合は、入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と同一会社であること。

③登録の場合でかつ入力者が船舶代理店の場合は、当該港において入力された船舶コードに対する船舶DB上の船舶運航者と受委託関係がシステムに登録されていること。ただし、港単位でのみ受委託関係が登録されている場合を除く。

④訂正または取消しの場合は、登録者と同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通仕様書」参照。

（3）船舶DBチェック

登録・訂正の場合は、以下のチェックを行う。

①入力された船舶コードが船舶DBに存在すること。

②削除の旨が登録されていないこと。

③外航船として登録されていること。

（4）移動届DBチェック

（A）訂正の場合

①入力された移動届提出番号が移動届DBに存在すること。

②入力者は移動届の届出を行った利用者と同一であること。

③船舶コード、本邦寄港地コード及び本邦寄港順序が変更されていないこと。

④最新の移動届提出番号であること。

（B）移動届の取消しの場合

①入力された移動届提出番号が移動届DBに存在すること。

②入力者は移動届の届出を行った利用者と同一であること。

③最新の移動届提出番号であること。

（5）入港届DBチェック

シフト情報の登録、訂正の場合は、以下のチェックを行う。

①入力された入港届提出番号が入港届DBに存在すること。

- ②税関に対する入港届が提出されていること。
- ③最新の入港届提出番号であること。
- ④入港届が取り消されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。

(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 移動届提出番号の払出し処理

(A) 登録の場合

移動届提出番号をシステムで払い出す。

(B) 訂正の場合

移動届提出番号に対する枝番をシステムで払い出す。

(3) 移動届DB処理

(A) 登録・訂正の場合

①システムで払い出された移動届提出番号に対する情報を移動届DBに登録する。

②入力された内容を登録する。

(B) 移動届の取消しの場合

入力された移動届提出番号に対する移動届DBに当該情報の取消しが行われた旨を登録する。

(4) 港湾関連DB処理

(A) 登録・訂正の場合

システムで払い出された移動届提出番号に対する情報を港湾関連DBに登録する。

(B) 移動届の取消しの場合

入力された移動届提出番号に対する情報を港湾関連DBに登録する。

(5) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
移動届控情報	港長への移動届の場合	入力者
移動届回答情報	港長が移動届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入力者

7. 特記事項

船舶DB上の船舶名称切替年月日>システム年月日の場合は、訂正前船舶名称を移動届時の船舶名称とする。